

京都市洛北大別当土地区画整理組合の設立については、土地区画整理法第14条第1項の規定により認可しましたので、同法第21条第3項の規定に基づき次のとおり公告します。

平成19年5月10日

京都市長 榎本 頼兼

- 1 組 合 の 名 称 京都市洛北大別当土地区画整理組合
- 2 事 業 施 行 期 間 平成19年5月7日から平成22年3月31日まで
- 3 施 行 地 区 京都市左京区岩倉幡枝町の一部
- 4 事 務 所 の 所 在 地 京都市伏見区南寝小屋町33番地  
ディラント山京株式会社
- 5 設 立 認 可 の 年 月 日 平成19年5月7日
- 6 事 業 年 度 毎年4月1日から翌年3月31日まで
- 7 公 告 の 方 法 組合の事務所の掲示場及び施行地区の属する区役所に掲  
示して行う。

(建設局都市整備部区画整理課)